

平成30年第2回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年5月2日（水曜日）午前9時42分開会

臨時議会の告示

八千代町告示第36号

平成30年第2回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月27日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成30年5月2日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
9番	大久保 武君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	中久喜 勉君

秘書公室長 兼秘書課長	青木 喜栄君	総務部長	野村 勇君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長	生井 俊一君	総務課長	生井 好雄君
税務課長	鈴木 衛君	まちづくり 推進課長	馬場 俊明君
財務課長	大里 斉君	福祉課長	川村 俊之君
産業振興課長	飯岡 勝利君	都市建設課長	木村 和則君
農業委員会 事務局長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
総務課補佐	中川 貴志君	財務課主査	安江 薫君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	主査兼係長	鈴木 佳奈
主 幹	田神 宏道		

---

議長（上野政男君） 公私ご多用のところご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、部長に2名、課長に8名が昇格されましたので、ご紹介をいたします。

初めに、保健福祉部長、塚原勝美さんをご紹介いたします。

塚原勝美さん、登壇願います。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

4月1日付の人事異動によりまして、保健福祉部長を拝命いたしました塚原勝美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 次に、企画財政部長、中村弘さんをご紹介いたします。

中村弘さん、登壇願います。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付の人事異動で企画財政部長を拝命いたしました中村弘でございます。町発展と住民福祉の向上のため精進いたしますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（上野政男君） 次に、財務課長、大里斉さんをご紹介いたします。

大里斉さん、登壇願ひます。

（財務課長 大里 斉君登壇）

財務課長（大里 斉君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

4月1日付の異動で財務課長を拝命しました大里斉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 次に、まちづくり推進課長、馬場俊明さんをご紹介いたします。

馬場俊明さん、登壇願ひます。

（まちづくり推進課長 馬場俊明君登壇）

まちづくり推進課長（馬場俊明君） 議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

4月1日付の人事異動によりまして、まちづくり推進課長を拝命いたしました馬場俊明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 次に、福祉課長、川村俊之さんをご紹介いたします。

川村俊之さん、登壇願ひます。

（福祉課長 川村俊之君登壇）

福祉課長（川村俊之君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして、福祉課長を拝命いたしました川村俊之と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 次に、総務課長、生井好雄さんをご紹介いたします。

生井好雄さん、登壇願ひます。

（総務課長 生井好雄君登壇）

総務課長（生井好雄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

4月1日付の人事異動によりまして、総務課長を拝命いたしました生井好雄でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 次に、国保年金課長兼健康増進課長、飯ヶ谷智巳さんをご紹介します。

飯ヶ谷智巳さん、登壇願います。

（国保年金課長兼健康増進課長 飯ヶ谷智巳君登壇）

国保年金課長兼健康増進課長（飯ヶ谷智巳君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして、国保年金課長兼健康増進課長を拝命いたしました飯ヶ谷智巳でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 次に、長寿支援課長、宮田圭子さんをご紹介します。

宮田圭子さん、登壇願います。

（長寿支援課長 宮田圭子君登壇）

長寿支援課長（宮田圭子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付人事異動によりまして、長寿支援課長を拝命いたしました宮田圭子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 次に、環境対策課長、宮本正巳さんをご紹介します。

宮本正巳さん、登壇願います。

（環境対策課長 宮本正巳君登壇）

環境対策課長（宮本正巳君） ただいま議長の許可をいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

4月1日付の人事異動によりまして、環境対策課長を拝命することになりました宮本正巳でございます。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 次に、産業振興課長、飯岡勝利さんをご紹介します。

飯岡勝利さん、登壇願います。

（産業振興課長 飯岡勝利君登壇）

産業振興課長（飯岡勝利君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶

申し上げます。

4月1日付の人事異動によりまして、産業振興課長を拝命いたしました飯岡勝利と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 皆さん、これからもより一層住民サービス向上のため頑張ってください。

ここで、常時出席以外の課長は、退場願います。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

## 議 事 日 程 （第1号）

平成30年5月2日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第4 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第5 議案第3号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議案第4号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第6 議案第5号 町有地の処分について

日程第7 議案第6号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 閉会中の継続調査の件

---

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合、退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

---

#### 諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員からの報告がありましたので、お手元に配付をいたしましたから、後でござん願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、5番、大久保弘子議員、7番、中山勝三議員、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

(議会運営委員長 生井和巳君登壇)

議会運営委員長(生井和巳君) ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る4月25日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、平成30年第2回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。  
議長(上野政男君) ただいまの議会運営委員長の報告は、平成30年第2回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定をいたしました。

---

日程第3 議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(上野政男君) 日程第3、議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町税条例等の一部を改正したものであります。

改正の主な内容を説明申し上げます。

まず、町民税関係につきましては、個人の町民税非課税の範囲の見直しに伴う規定の整備、法人の町民税について、租税特別措置法改正に伴う整備並びに電子申告義務化の規定を整備するものであります。

次に、固定資産税関係につきましては、土地に対する固定資産税等の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するもの、生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業の設備投資に対する減免の規定を整備するものであります。

次に、たばこ税につきましては、たばこ税の税率を3段階で引き上げ、また加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様に、課税方式の見直しを行うものであります。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成30年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することと決定いたしました。

---

日程第4 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第4、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容であります。まず国保税の基礎課税額の賦課限度額について、中間所得者層の被保険者に配慮した見直しを行い、54万円から58万円に引き上げるものでございます。

次に、国保税の減額措置について、軽減判定所得額を見直すもので、所得判定の際に加算する額を、5割軽減対象世帯においては1人27万円から27万5,000円に、2割軽減対象世帯においては1人49万円から50万円に引き上げるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成30年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

事項の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第3号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議案第4号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(上野政男君) 日程第5、議案第3号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、議案第4号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第3号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、議案第4号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

す。

今回の改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が、平成30年3月22日に公布されたことに伴い、関係する条例を改正するものであります。

改正の主な内容であります。訪問介護員等について、介護職員初任者研修課程を修了した者に限定するなど、用語の定義規定について改正を行うとともに、文言の整理を行うものであります。

専決処分 の理由といたしましては、施行期日が平成30年4月1日となるために、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 前回の議会運営委員会には私は出なかったのですが、ちょっと出られなかった。3号も4号も大体関連性があるわけなのですが、この状況を見てみると、定義に関する改正が主なものだというふうに出ているのだけれども、定義というのは、介護保険法に定められたものなのだと思うのだ。今回の改正は、省令の改正だと思うのだ。定義は恐らく改正になっていないと思うのだけれども、その点ちょっとお聞きしたい。

私、定義を調べてみると、この法律によって、要介護状態になっている身体あるいは精神上の障害のあるために、入浴とか、あるいは排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生省令で定める期間にわたり、継続して常時介護を要する状況であって、その介護の必要の程度のために応じて、厚生労働省令で定める区分に従ってやらなければならないと、こういうふう書いてある。

この施行規則の改正だとすると、介護保険法に言う、いわゆる第2条に言うあれを見ると、期間は6カ月間と。法、今言ったように、介護保険法7条3項2号に該当するものについては、介護法の原因である身体上のまたは精神上の障害が、介護保険施行令の第2条第1号に規定する疾病によって生じたものに係る介護状態の継続見込みの期間については、それを定めなければならないということであるわけなので、3号も4号も非常に関連性が強くて、仮に家屋の増改修をする場合には、どういう形でやって、どれく

らの金額が必要なのか。

いわゆるどこまで認められるかというのが一番町としては大変な状況だと思うので、仮に増改築という場合には、手すりをつける、あるいは便器の、トイレに行く場合の中の設備を改造するとか、あるいは出入り口の改造とかというような問題が出てくると思うのですが、その場合の改造費の金額については大体、この法の改正とはちょっと違うのですが、わかる範囲でひとつお聞きしたいと、こういうふうに思います。

これは、町長でなくて課長でもいいし、部長でもいいと思います。よろしくどうぞ。  
議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、湯本議員のご質疑にお答えいたします。

住宅改造等におきましては、20万円を限度ということで、1割の負担がありますので、18万円、それから本人負担が2万円ということでございます。変わりはありません。

それから、今回の条例の一部改正につきましては、3月定例議会におきまして一部改正をさせていただいておりますが、それ以降、3月22日に国のほうで一部改正がありまして、それに基づきまして今回専決処分をさせていただいたものでございまして、文言の整理等ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは町のほうで、今言ったように最高額20万円ということで決まっているのですが、これは国のほうも支給に、いわゆる法改正が必要になったということは、国の助成もこの法の改正にどうしても必要だったのかどうかちょっと聞きます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、湯本議員の再質疑にお答えいたします。

国のほうに係りまして、住宅改修等の限度額20万円につきましては変更はございません。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 5条なのですけれども、訪問介護職員ということで、介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとのことなのですが、当町では何人ぐらいいるので

すか。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 12番、宮本議員の質疑にお答えいたします。

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後でご報告をさせていただきたいと思  
います。

議長（上野政男君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは、部長、介護保険の財政調整するために、国もこれは、今  
までは100分の5か、町へ調整交付金という形で交付することになっているのだけれども、  
それは変わらないのかということ。

それから、いわゆる日常生活の支援総合事業に要する費用ということで、これは100分  
の20出すことになっているのだけれども、そういうのは全然変わらないのか。それをひ  
とつ聞く。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、湯本議員のご質疑にお答えいたします。

財政調整交付金の5%につきましては、原則5%ということでございまして、八千代  
町におきましては、5%より現在まで多くもらっております。6%近くもらっていたこ  
ともございます。それから、あと国の補助金の100分の20につきましては、第7期に入り  
まして多少変わっておりますので、正確にはちょっと、今資料を持ち合わせておりませ  
んので、後日お答えさせていただきたいと思ます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めること

について、議案第4号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、2件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、議案第4号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認をすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第6 議案第5号 町有地の処分について

議長(上野政男君) 日程第6、議案第5号 町有地の処分についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(総務課補佐 中川貴志君朗読)

議長(上野政男君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 町有地の処分についての提案理由をご説明申し上げます。

今般の土地につきましては、新たな工業生産活動の拠点を確保するため、現在開発を進めております八千代工業団地西地区の土地でございます。

これまでの経過といたしまして、まず平成28年11月2日に、鏡ヶ池ゴルフ場跡地の山林11筆8万7,964平方メートルの土地を町が取得いたしました。

その後、平成28年12月2日に、公益財団法人茨城県開発公社と協定書及び覚書を締結いたしまして、平成29年1月25日に、同公社と売買代金4億1,600万円で土地売買の仮契

約を締結いたしました。

その後、都市計画法に基づく地区計画を決定し、茨城県の開発行為の許可を受けまして、現在、造成工事を進めているところでございます。また、同時並行で、町と茨城県、茨城県開発公社、同公社の東京事務所が連携をとりながら、企業誘致活動も進めているところでございます。

先般、平成30年2月16日の臨時議会におきまして、工業団地東地区の7筆3万6,454平方メートル、売買代金1億7,240万円で議決をいただきまして処分をいたしました。

今般の工業団地西地区におきまして、新たな企業からの産業用地譲り受け申し出があったことから、町と茨城県開発公社と土地売買仮契約に基づきまして、西地区の4筆5万1,510平方メートルにつきまして、売買代金2億4,360万円で処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 鏡ヶ池ゴルフ場の跡地について、最終的に議会が売買等に関することについては、関与すべき議決権は、財産権においては今回が最後だと、こういうふうに思っているわけですが、私のほうで2点ほどちょっとお聞きしておきたいと思います。

基本的には、先ほど町長の提案理由にもありましたように、今までの流れから追ってみますと、先般県との、基本的には鏡ヶ池ゴルフ場を3億6,100万円で町が取得をして、将来に、いわば八千代への日野自動車を見据えた工業団地形成あるいはまた企業進出を見込んで手に入れたと。ついては、一番手っ取り早いのは、県に管理させ、なおかつまた売買することが一番いいということで、多分3億6,100万円の後の金額が、県との覚書の中で4億1,600万円という数字がはじき出されて覚書を組んだと。

結果として、基本的にはきょうの議案にのっている数字は、前回の売り渡しの、いわば俗に言う12号線の東側の処分のお金と今回のお金を入れると、まさに4億1,600万円の

数字が出るわけですが、そうすると3億6,100万円で買ったものを4億1,600万円で町が県に売り渡すという、その差金が当然、5,500万円の数字が当初から出ていて、なおかつ今回の最終売り渡し金の決裁金も多分4億1,600万円で終了するわけですが、3億6,100万円が4億1,600万円という数字に、差金が5,500万円が出た。この5,500万円の根拠というのは何だったのだろうかという、当初から私は思っているのですが、これについての説明を願えればありがたい。

もう一つは、町長にちょっとお聞きしたいのですが、先ほど全協でも話がちょっと出たのですが、今の東西の8町8反、8万七千幾らの数字というのは、いわばゴルフ場跡地が12号線の両側に位置している土地のわけですが、これについて私も、町長があのおとき出席していたかどうか、ちょっと覚えがないのですが、都市計画審議会ですか、においてこれを、町のあの地域の部分について、審議委員会で認めてほしいというふうな話が出たときに私は、あのおとき県の土木事務所の所長もいたような気がしたのですが。

全協でもきょう言ったのですが、あの12号線というのは、平成3年のときにもう始まっていたのです。ある一部の反対者がいて、4年間ぐらい開通しないでいて、平成3年の1月になって、平塚の方ですが、同意をもらって開通をして、なおかつ八千代高校のほうへ道路を延長してきたと。

そうすると、それを完全に仕上がった開通までのと、きめ細かに定かではないのですが、少なくとも平成5年とした場合に、平成30年ですから、25年の歳月を通じて今12号線というのは、八千代町の中核の道路として生きているわけですが、これについて、私は都市計の審議会で言ったのですが、せっきゃく3億6,100万円で買った土地を、県の開発公社は入ったにしても、今度民間に売り渡すのだから、もうよそに、何人の手に渡るかわからないけれども、あの道路そのものの存在価値というものを、今の時点で何らかの手を打っておいたほうがいいのだと私は申し上げたような気がするのです。

25年前につくった道路。今、今度は工業団地に、説明でいくと5区画に分かれると。東側が2区画、西側が3区画というふうになって、あそこに全て入れると、多分1,000人までいかないのだろうけれども、相当な従業員、相当なそれにかかわる出入りの業務用の車が来るのだけれども、平成5年の25年前につくった道路を今も、25年を超えた平成30年で、なおかつこれから30年、40年、50年いく道路として、果たして今の道路でいいのだろうかということを私は都計審で言ったような気がするのです。

今のうちに町が、町側の両側を、5メートルでも10メートルでもいいから両側を買って、4車線に将来ならなくてもいいから、とりあえず植木なり植栽して、そういうものを拡幅しておいて、将来においての一つの流れをつくっておくべきなのだというふうに、私はあのとき附帯意見として述べておいたわけですが、水垣議員も先ほど雑談で、俺もそういうことを言ったこともあるのだということですから。

あれは、都計審のそういうふうな私の考え方というものを、町長がそのときいたとすれば、聞いていますという話になりますし、いなかったとすれば、こういうふうな考え方が、私の意見が町長のほうに、考え方が耳に届いていたのかどうか、それだけちょっとお聞きしたい。その2点だけ。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 13番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

私への質問は、土地売却代金の利益5,500万円の根拠ということかと思いますが、先般2月の16日、そして本日の臨時会におきまして、土地開発公社に東地区、西地区4億1,600万円で売却するわけですが、この4億1,600万円の内訳なのですが、土地取得価格3億6,100万円のほかに、土砂運搬委託料1,576万8,000円、事務費として所得価格の約1割に相当する3,900万円、この中には管理費用でございます除草作業及び除草剤散布として101万880円、地区計画決定図書作成支援業務委託料68万4,000円、その他の費用として職員の人件費等を加味しての売却金額でございます。

以上であります。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保議員の質問にお答えします。

5,500万円においては、先ほど部長が申したとおり、町の手数料という形でありまして、少ないあれですが、開発公社へ全部売り渡すわけでございます。

そのほか都計審で4車線等が、25年たっている等がありますが、町の考え等も聞いておりますが、5メートル道路、また6メートル道路につきましては、県の開発公社で工事を業者に渡すわけで、町で渡す考えではありませんので、ご了解をいただきたいと思っております。町もいろいろ、4車線化、120号あるいは筑西幹線道路は、4車線化を計画しているところでございますが、12号線におかれましても、栗山からいく8号線、今設計する

段階で、あの道路につきましても20億円ぐらいかかる予定でありますので、今後等におかれましても、町としても一部区間4車線化ということは考えておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今答弁を受けた形でいきますと、純粋な土地の3億6,100万円と4億1,600万円の差額金の5,500万円の中で、いわば基本的には純粋な町に、商工費ではありませんから、ノーリスクの話をしているわけではないのだけれども、基本的には3,900万円が、八千代町がいわば人件費等も含めた中で、その中に含まれた形で、八千代町としては5,500万円のうちやや、3,900万円、4,000万円近くがもうかかったと、そういう解釈でいいのだというふうには、では認識しておきたいと思います。

もう一つの、町長、ちょっと勘違いしていると思うのだけれども、何も私は、今4車線にするということはこの前のあれでも言ったのではないのです。将来4車線化があり得るために、平成30年度のときにもお聞きしたときに、その用地を少なくとも、他人に、今はまだ県の開発公社の中にありますけれども、赤の他人に、少なくともあと5社が利用する、そういうふうな可能性を持った道路を、少なくとも従業員だけでも相当、200人ずつでも1,000人、100人ずつでも五、六百人が、あるいはまたそれに業をなす者があそこを出入り、大型トレーラーなり、あるいはまたそれに類するものが通るのに、見越して、八千代町が花壇の植栽をしてもいいし、あるいはまた違う形でもいいから、確保しておくのが政治なのだろうと。25年前に起きたことで今なのですから。

古河の駅前から延びてきた十軒道路も、できた当時は飛行場の道路かと思ったというふうには、みんなあの当時は、50年前は思ったわけ。今になってみたら、こんな狭いところと。

そういうものの中で私が町長に言いたかったのは、今栗山道路の話どうこうではないのです。今後予想される4車線化あるいは4車線ではないにしても、違う形でも、いわば広域農道に連結する。広域農道が4車線化に決まっているわけでしょう。日野自動車から丹波地区へ入ってきて、八千代高校のあの角へ4車線で入ってくる。関城から、結城から、今は粕礼地内へ上がってくる、あの倉持肉屋まで入ってくるのも4車線で入ってくる。では、パチンコ屋からセブンイレブンから八千代高校まで2車線というわけにはいかないから、あれも4車線になってくる。当然あそこが一番連結して入ってくる車両が、今度八千代町が企業誘致というか、県の開発公社が誘致した、するであろう企業

が入ってきてやるわけです。一番迷惑するのは八千代町です、これから。

財政においては大変な優遇性を持つかもしれないけれども、八千代一中や、それに類する子どもたちは、これからあと5年、10年の間に大変なことが私は起きてくるというふう想像。今のままの道路体制では、そうなのだということを私は警鐘を鳴らしたのであって、その存在価値を聞いているのかといたら、聞いていた、話の中でそういうふうなお答えですから、それはそれでありませけれども、そういうふうなことが平成30年度に論議はされたということだけは頭に置いてほしいと思います。

答えは要らないです。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 町有地の処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 町有地の処分については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

議長（上野政男君） 日程第7、議案第6号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも2億

4,360万円を増額し、予算総額を78億2,260万円とするものであります。

補正の内容は、議案第5号の町有地の処分に関連するもので、平成30年2月の臨時議会におきまして、八千代工業団地東地区の売却について議決いただきまして、処分をいたしました。今回は、残りの西地区について、一般会計で買い取りをした後、これを茨城県開発公社に売却するものでございます。

その内容を歳入から申し上げますと、財産収入で手付金8,320万円を除いた土地売却代金の残金1億6,040万円を増額し、繰入金では手付金として、一旦、土地開発基金に繰り入れました8,320万円を一般会計に繰り入れいたします。

次に、歳出について申し上げます。総務費では、財政調整基金積立金により財政調整基金費5,500万円、諸支出金では土地開発基金から八千代工業団地の土地買い取り代金として、普通財産取得費1億8,860万円をそれぞれ増額いたします。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 閉会中の継続調査の件

議長（上野政男君） 日程第8、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

議長（上野政男君） 以上で本臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成30年第2回八千代町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時40分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 上 野 政 男

署 名 議 員 大 久 保 弘 子

署 名 議 員 中 山 勝 三